

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時的な取扱いについて（Q&A）

※あくまで臨時的な取扱いです。

回答日時	質問	回答
2020/2/26	高齢者住宅入居者において、立入制限がされているため、サービス担当者会議を行うことができない。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由として、住宅以外での開催や電話・メールなどを活用して柔軟に対応可。ただし、方法について記録を残しておくこと。 (介護保険最新情報Vol.773参照)
2020/2/26	感染症対策とし、事業所への立入を一定制限しようと考えているが、運営推進会議の開催はどのように考えたらよいか。	各事業所の判断となります。 運営推進会議の委員が一堂に会することが困難であれば、事業所側が会議内容の資料を作成し、委員に送付、その後、各委員より意見を聴取し、議事録とする方法等でもよい。(外部評価も含む) (介護保険最新情報Vol.773参照)
2020/3/3	ケアプランの短期目標期間満了にかかり、通常であれば、サービス担当者会議を開催しているが、感染症のこともあり、提供する介護サービスに変更がなければ、サービス担当者会議は開催しなくてもよいか。	利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、サービス担当者会議の開催は不要。 (介護保険最新情報Vol.773参照)
2020/3/3	サービス担当者会議やモニタリングにかかり、利用者居宅を訪問する際に、利用者またはその家族に発熱等感染症の疑いがある場合は訪問を控えるようにしたいが、運営基準違反に該当するか。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由として、訪問しないことを運営基準違反としない。ただし、電話やFAX等の手段で必要な確認を行い、その経過や内容を記録すること。この記録により、サービス担当者会議やモニタリング等を実施したとして取り扱うことにかまわない。 (介護保険最新情報Vol.773参照)
2020/3/3	サービス担当者会議やモニタリングにかかり、利用者居宅を訪問する際に、利用者またはその家族から、感染症の罹患回避を理由に訪問を断られているが、運営基準違反に該当するか。	感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由として、訪問しないことを運営基準違反としない。ただし、電話やFAX等の手段で必要な確認を行い、その経過や内容を記録すること。この記録により、サービス担当者会議やモニタリング等を実施したとして取り扱うことにかまわない。 (介護保険最新情報Vol.773参照)